

電子申告の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）

（主な普通法人）

電子申告義務化の対象法人は、その設立根拠法に、

- ① その資本金又は出資金自体について規定されているもの
- ② その資本金又は出資金の出資について規定されているもの
- ③ 上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されて

いるものであり、普通法人で電子申告義務化の対象となる主なものは以下のとおりです。

これらの法人格に該当する法人であって、事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」といいます。）が1億円を超える場合に電子申告義務化の対象となります。

また、通算法人、特定目的会社、投資法人及び相互会社については、資本金の額等の有無にかかわらず、電子申告義務化の対象となります。

（注）通算法人については、法人税及び地方法人税のみ、資本金の額等の有無にかかわらず、電子申告義務化の対象となります。

| 名称 |
|--------|
| 株式会社 |
| 合同会社 |
| 合名会社 |
| 合資会社 |
| 独立行政法人 |
| 特例有限会社 |
| 医療法人 |
| 漁業生産組合 |
| 生産森林組合 |
| 農事組合法人 |
| 税理士法人 |
| 弁護士法人 |
| 監査法人 |
| 司法書士法人 |
| 行政書士法人 |

| 名称 |
|-------------|
| 土地家屋調査士法人 |
| 特許業務法人 |
| 社会保険労務士法人 |
| 銀行等保有株式取得機構 |
| 金融商品会員制法人 |
| 会員商品取引所 |
| 企業組合 |
| 農住組合 |
| 防災街区計画整備組合 |
| 外国法事務弁護士法人 |
| 日本銀行 |
| 自主規制法人 |
| 協業組合 |

電子申告の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）

（法人税法別表第一に掲げられている公共法人）

電子申告義務化の対象法人は、その設立根拠法に、

- ① その資本金又は出資金自体について規定されているもの
- ② その資本金又は出資金の出資について規定されているもの

③ 上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されているものであり、法人税法別表第一に掲げられている公共法人で電子申告義務化の対象となるものは以下のとおりです。

これらの法人格に該当する法人であって、事業年度開始の日における資本金の額等が1億円を超える場合に電子申告義務化の対象となります。

なお、国及び地方公共団体については、その全てが電子申告義務化の対象となります。

| 名称 |
|----------------|
| 沖縄振興開発金融公庫 |
| 株式会社国際協力銀行 |
| 株式会社日本政策金融公庫 |
| 港務局 |
| 国立大学法人 |
| 大学共同利用機関法人 |
| 地方公共団体金融機構 |
| 地方公共団体情報システム機構 |
| 地方住宅供給公社 |
| 地方道路公社 |
| 地方独立行政法人 |
| 独立行政法人 |
| 土地開発公社 |
| 日本下水道事業団 |
| 日本司法支援センター |
| 日本中央競馬会 |
| 日本年金機構 |

電子申告の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）

（法人税法別表第二に掲げられている公益法人等）

電子申告義務化の対象法人は、その設立根拠法に、

- ① その資本金又は出資金自体について規定されているもの
- ② その資本金又は出資金の出資について規定されているもの

③ 上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されているものであり、法人税法別表第二に掲げられている公益法人等で電子申告義務化の対象となるものは以下のとおりです。

これらの法人格に該当する法人であって、事業年度開始の日における資本金の額等が1億円を超える場合に電子申告義務化の対象となります。

| 名称 |
|-----------------|
| 外国人技能実習機構 |
| 漁業共済組合 |
| 漁業共済組合連合会 |
| 漁業信用基金協会 |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 |
| 広域臨海環境整備センター |
| 全国健康保険協会 |
| 独立行政法人 |
| 日本勤労者住宅協会 |
| 日本私立学校振興・共済事業団 |
| 農業協同組合連合会 |
| 農業信用基金協会 |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 |
| 負債整理組合 |
| 預金保険機構 |

電子申告の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）

（法人税法別表第三に掲げられている協同組合等）

電子申告義務化の対象法人は、その設立根拠法に、

- ① その資本金又は出資金自体について規定されているもの
- ② その資本金又は出資金の出資について規定されているもの
- ③ 上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されているものであり、法人税法別表第三に掲げられている協同組合等で電子申告義務化の対象となるものは以下のとおりです。

以下の法人格については、事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合に電子申告義務化の対象となります。

| 名称 |
|--------------|
| 生活衛生同業組合 |
| 生活衛生同業組合連合会 |
| 生活衛生同業小組合 |
| 共済水産業協同組合連合会 |
| 漁業協同組合 |
| 漁業協同組合連合会 |
| 漁業生産組合 |
| 商工組合 |
| 商工組合連合会 |
| 商店街振興組合 |
| 商店街振興組合連合会 |
| 消費生活協同組合 |
| 消費生活協同組合連合会 |
| 信用金庫 |
| 信用金庫連合会 |
| 森林組合 |
| 森林組合連合会 |
| 水産加工業協同組合 |

| |
|--------------|
| 水産加工業協同組合連合会 |
| 生産森林組合 |
| 船主相互保険組合 |
| 中小企業等協同組合 |
| 農業協同組合 |
| 農業協同組合連合会 |
| 農事組合法人 |
| 農林中央金庫 |
| 輸出組合 |
| 輸出水産業組合 |
| 輸入組合 |
| 労働金庫 |
| 労働金庫連合会 |